

【質問内容・大綱 6 点】

1 宮城県林業公社について

- ・ 林業公社の再生支援に至った経緯
- ・ 貸付金額と返済スキーム
- ・ 損失補償契約締結と議会での議決の時期
- ・ 借入元金分の返済不能時期とその後の措置により圧縮できた返済額
- ・ 第三セクター等改革推進債（三セク債）
- ・ 三セク債における金利
- ・ 経営改善へ向けた具体的取り組み
- ・ 分収林契約を長期化によって見直された効果
- ・ 見直された後の分収林全体の割合
- ・ 相続等によるケース
- ・ 組織体制の見直しと人件費削減への具体的取り組み
- ・ 不採算林と収益性向上への対処方法
- ・ 県民に対する情報公開のあり方
- ・ 返済スキームの確認
- ・ 公社等外郭団体
- ・ 今後の林業公社のあり方と県の監督責任
- ・ 今後の林業復興の取り組み

2 県庁舎整備基金造成費について

- ・ 県有施設の整備費に充当するための基金へ計上した理由
- ・ 積立金の総額
- ・ 震災復興特別交付税の対象
- ・ 東日本道路株式会社との協議
- ・ 仙台南部道路の四車線化

3 被災地記録デジタル化推進費について

- ・被災地記録デジタル化促進費における補正予算増額の理由
- ・補正額における内訳
- ・補正における事業完成時期とその後の見通し
- ・資料記録およびアーカイブ事業
- ・就労環境に恵まれない方々に対する支援事業の提案

4 緊急事態応急拠点施設（オフサイトセンター）について

- ・オフサイトセンターの移設
- ・施設の安全性
- ・移設されるオフサイトセンターにおける組織体制
- ・オフサイトセンターの役割
- ・放射性物質測定機器の配備状況とその役割

5 道路維持費について

- ・国からの財政措置の見込み
- ・想定する道路の維持期間
- ・道路維持費の補正予算
- ・各市町の市道や農道等の整備の必要性

6 防災ヘリコプター管理事務所復旧費について

- ・ヘリポート再建場所決定までの経緯
- ・ヘリポート全体整備費の見込み
- ・新たな道路整備費事業等の予定

【前段】

村井県政の2期目の4年を間もなく終えようとしておりますが、次なるステップにおいてしっかりとお示しいただきたいものが見えてまいりました。昨年末に行われた衆議院選挙、そして、この夏に行われた参議院選挙により、我が国にとって安定的な政権運営の土台ができたことは大変心強く感じております。安定した政権基盤を裏づけるように、国では、来年度予算の概算要求が大規模かつ骨太の内容で各省においてまとめられているように報道されております。特に、老朽化と災害対策の複合的な課題対応としてのインフラ整備の強化などが重要項目の一つになっておりますが、これに伴う国内需要の高まりにより、我が県にとって更に厳しい状況を迎えるのは間違いなく、来年度以降、国と向き合う粘り強い胆力が更に求められてくると考えます。

また、先般のオリンピック・パラリンピックの東京招致決定は大変喜ばしいニュースであります。震災復興を遂げた姿、そのメッセージを世界に発信できる大きなチャンスであり、重大な責務を担うのは、国でも東京でもありません。ふるさとをみずからの力で自立させなければならない被災地である当事者、宮城県が担っているのです。今後、オリンピック開催の機運をしっかりと追い風としてつかむ宮城県政の発信力と実行力が求められていきます。今、宮城県政に求められるべきものを形にして示すことができるのは、復興の歩みを今日まで進めてきた村井県政の継続にあると考えます。多くの県民より更なる負託をいただき、知事を初めとする執行部、本議会が一体となり、私たち一人一人が持つ宮城の復興・再生の願う思いを一つにして、これからの一年一年は、県民一丸となったチーム宮城として取り組まなければならない大切な時間ともなります。世界が知ることになった、私たちにとってシンボルとも言える言葉「絆」の意味をもう一度、宮城県政の力で、県民へ、更に、日本国内のみならず世界に向けて発信していかなければなりません。これからの総括質疑、自民党・県民会議のトップバッターとして、力強く推し進める震災復興、そして富県宮城の推進へ、その一助となることを旨とし、以降、大綱6点について、お伺いしてまいります。

【大綱 1 宮城県林業公社について】

質問 1. 林業公社の再生支援に至った経緯

宮城県林業公社の債務整理、金融機関への損失補償額 44 億 4,844 万 8,000 円、公社への貸付金 2 億 4,085 万 3,000 円がそれぞれ計上されております。将来に対する実質的な県民負担額を最小化するため、林業公社の長期債務及び利子負担解消による経営改善を図るため、そして、県出資団体等調査特別委員会からの指摘も受け、くさいものにはふたをして次の時代に先送りしたものを今回整理したことは、ある一定の評価をいたしますが、林業公社再生支援についてお伺いしてまいります。

こうした事態に至った経緯と、県が約 130 億円という多額の財政負担が生じた責任に対する知事のお考えを県民にわかりやすく御説明ください。

答弁 1. (村井嘉浩知事)

この事業は、私が知事になってから始まったものではなくて、戦後、荒廃した国土の緑化と木材の確保を目指す国の造林政策に基づいて、土地所有者から土地を借りて森林を整備し、そして木が大きくなったならばそれを売却して、分収林方式による収益で賄っていかうという事業が戦後から逐次始まってきたということで、非常に歴史があるということでもあります。国の補助金、また、現在の日本政策金融公庫、あるいは県から、そこからの借入金によって事業資金を調達いたしまして、それで、木材を売ってお返しをするという方程式だったわけですが、木材価格は昭和 55 年から急激に下落してしまったこと、海外から安い木材が入るようになってしまったことで、収益が落ちてしまって、それによって、その方程式が成り立たなくなってしまったということがございます。これを何とかしなければいけないということでもあります。

そこで、第三セクター等改革推進債、俗に言う三セク債です。これが、私が知事になりましたししばらくしてから、そういう制度ができたということがありましたので、まずは、私どもの今の責任としては、血を流し続けるのではなくて、まず止血しなければいけないということで、住宅供給公社、そして、この今回の林業公社、こういったところにまず止血をするということで、新たにできた三セク債を活用しようということにしたということがございます。私としては、歴史のあるこういう事業でございますけれども、ここで止血をしなければ、いつまでも血を流し続けるということで、県議会の特別委員会の提言等も踏まえまして、このような決断をしたということがございます。それをもって責任をとったということで御理解いただきたいというふうに思います。

質問 2. 貸付金額と返済スキーム

本県が林業公社に貸し付けた総額は 124 億 2,000 万円であり、今回の調停においては、回収可能額が 5 億 8521 万 5097 円であることから、回収可能額を差し引いた 118 億 3,973 万 3,903 円は回収不能額であります。公社設立時の貸付金の金額とそれ以降の年平均の貸付金、そして、設立当初の償還期限を含めた返済スキームをお聞かせください。

答弁 2. (山田義輝農林水産部長)

林業公社が設立されました昭和 41 年度県貸付金は 800 万円で行ってありますが、それ以降の貸し付けを平成 12 年まで行ってありますが、この間の貸し付けの年平均は 1 億 8,700 万円でございます。それから、返済条件等でございますが、設立当初においては、間伐収入を返済に充てる、というスキームでございますので、その償還期限については 30 年、間伐を開始するまでを 20 年と見込みまして、20 年については据え置きという形の貸付契約をしていたところでございます。

質問 3. 損失補償契約締結と議会での議決の時期

日本政策金融公庫から借入金 46 億 7,000 万円の損失補償契約を結んだ時期と議会への議決を受けた時期もお聞かせください。

答弁 3. (山田義輝農林水産部長)

今回、残高となっております日本政策金融公庫の借入金につきます損失補償契約につきましては、昭和 56 年度からのものになっておりまして、平成 20 年まで、毎年、年度末などに公庫と契約をしておりましたので、これに係る県議会の議決につきましては、契約の前年度の 2 月議会でそれぞれ御承認をいただいているということでございます。なお、借りかえ等で限度額に変更があった場合には、当該年度の 9 月議会で承認をいただいたところでございます。

質問 4. 借入元金分の返済不能時期とその後の措置により圧縮できた返済額

これまでの林業公社は個々に資金の償還をしてきておりますが、借入元金分が返済できなくなった時期、そして、その後の資金繰り上げ償還の実施等により圧縮できた返済額もお聞かせください。

答弁 4. (山田義輝農林水産部長)

政策金融公庫からの借入契約に基づく元金の償還については、昭和 62 年度から始まっております。しかしながら、当時は、公社において間伐事業等を実施することによる収入はございません。したがって、これは、県からの借入金によりまして公庫に支払いを行っているという状況でございます。今回の特定調停までは同様の手法で返済をしているということでございます。

それから、林業公社の利子の軽減対策ということでございますが、これは、国において制定された支援制度を使いまして、平成 10 年度から 18 年度まで、低利資金への借りかえ又は一部繰り上げ償還ということで金利負担の軽減を図っております。その金利負担による将来利息の軽減額合計は 11 億 2,100 万円となっております。

質問 5. 第三セクター等改革推進債 (三セク債)

三セク債のメリット、デメリット、そして、償還期限と年間償還額をお聞かせください。

答弁 5. (上仮屋尚総務部長)

第三セクター等改革推進債につきましては、平成 21 年 4 月の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴いまして、三セク等の抜本的な改革を推進するために、21 年度から今年度までの 5 年間限定で措置された特別の地方債でございます。その長所としましては、第一に、将来負担すべき額を現時点で確定をさせて地方債に置きかえることで、計画的な償還に転嫁させられる。それから、現在行うことで、低金利の環境ですので将来的な負担が少なくなる。それから、利払いについて、特別交付税措置、二分の一があることが長所だと考えております。なお、短所については、地方債という形で行いますので、地方債残高の増加ということがあります。償還年限ですが、県議会での議決を得てから国の許可を得ることとなりますが、今のところ、国から十年として同意予定という了解を事前の交渉で得ております。それから、年間償還額ですが、十年間の元金均等償還を検討中でして、全体額は 44 億円ですので、毎年 4.4 億円プラス利子額ということになります。

質問 6. 三セク債における金利

利息が資料によると 4 億円あり、先ほど御説明があった特別交付税措置により、2 億円差し引いて、結果として、金利は 2 億円という説明資料がございましたけれども、三セク債の金利は固定であるのか、変動であるのかをお聞かせください。

答弁 6. (上仮屋尚総務部長)

金利につきましては半年ごとに返還の予定ですが、その都度の残高に掛ける利率ということになります。なお、具体的な利率につきましては、昨年度の住宅公社のときにも、入札方式により低利率で借りられるように調達をいたしましたので、今回も同様に取り組んでまいりたいと予定をしているところでございます。

質問 7. 経営改善へ向けた具体的取り組み

経営改善策として、これまで林業公社も経営改善に取り組んできたと思われまます。昭和 62 年から着手しております分収林契約期間の延長や分収割合の見直しが具体的にどのような行われてきたのか、お聞かせください。

答弁 7. (山田義輝農林水産部長)

お話のとおり、林業公社の経営改善の一環といたしまして、分収林契約等の延長などを実施しております。具体的には、昭和 62 年以降に新規契約するものにつきましては、これまで 50 年でしたが、これを 60 年に延長いたしまして、そのことによって分収林の伐採収入の増加を図ることとしたということでございます。更に、平成 15 年度から、既存の契約を含めまして更に 70 年間ということで、長伐期施業ということで契約変更をし、また進めているということでございます。分収割合でございますが、これにつきましては、平成 10 年度までは、公社 6 対土地所有者 4 でしたが、10 年度以降に新規契約するものについては、公社 7 割対土地所有者 3 割の契約といたしまして、公社の分収割合を高めたところでございます。

質問 8. 分収林契約の長期化によって見直された効果

県の分収林全体における実施割合というか、見直しを含めたパーセンテージとその効果は、金額等と言えるのかどうかわかりません。こういったものの効果が考えられるのか、お聞かせください。

答弁 8. (山田義輝農林水産部長)

分収林契約を長期化することによりまして、結局のところ、まだ収入が得られておりません。長伐期の施業にすることによりまして、木を大きく育てて、木の価値を高めてということで、このような変更の契約を行い、かつ、公社の分収割合、公社に入る収入割合を高めることによって、伐採した際の公社の収入の増加を図ったわけですが、実際の価格については、現在のところ、まだ算定をできるような状況にはございませんので、正確には収入がどれだけ増えるということはお示しできないところでございます。

質問 9. 見直された後の分収林全体の割合

先ほど聞いたのは、分収林全体の割合です。林業公社が持つ分収林全体の割合がどれくらい見直されたのかなというところも聞きたかったのですが。なぜならば、いわゆる分収林は、個々の相対契約であるでしょうし、そこに対する分収林契約なども、これからある意味で、解消していかないといけないのかなと思っております。結局、土地所有者からすれば、その土地、そしてまた、市場権含めて買い取っていくような一つの契約もありのかなと思っておりますけれども、その辺について、分収林全体のどこまでが 62 年以降なされているのか、その辺も含めてお聞かせ願えればと思います。

答弁 9. (山田義輝農林水産部長)

公社が分収林契約を行いましたのは平成 17 年、それ以降は新規の分収林契約はすべて停止しておりますので、現在の約 1 万ヘクタールで分収林の面積は確定をいたしております。

質問 10. 相続等によるケース

いわゆる相続等が今回の震災もあったと思うのですが、相続等で先代が亡くなって名義変更してないようなケースは、今回の分収林の中には、これまでの契約の、それこそ平成 17 年の新たな契約は結んでないにせよ、それまでの間の分はどのようになっているのか、お聞かせください。

答弁 10. (山田義輝農林水産部長)

相続関係も当然生じます。現在、分収林契約は長期にわたって結んでおりますので、その分収林契約を今後、最後、清算するような場合に、相続人の方々に対してきちんと支払いをしていくと。あるいは収入がなければ支払いをするということはないわけですが、そのときには戻していかなければならないということで、その状況については、その都度、確認をするようにさせていただいておりますが、お話のとおり、相続等についてはきちんとなされない場合もあるので、これはきちんとフォローして今後とも進めていかなければならないというふうに思っております。

質問 11. 組織体制の見直しと人件費削減への具体的取り組み

組織体制の見直し、人件費の削減を具体的にどのように行われてきたのか、現時点でのことを含めてお聞かせください。

答弁 11. (山田義輝農林水産部長)

林業公社におきましては、平成 17 年度及び 20 年度に、採算性の期待できない施設管理受託事業等を廃止するなどにより、人員削減を行いまして、その時点で 25 人の役職員がございましたが、現在では 12 人まで減っているところでございます。また、平成 11 年度から人件費の削減にも努めておりまして、現在、役員報酬 7%から 10%、それから管理職手当は 10%、職員給与については 4%から 7.77%に削減をしているところでございます。

質問 12. 不採算林と収益性向上への対処方法

今後のこれから議決を受けた後の経営改善策として収益性の向上と震災復興に向けた取り組み、そして、先導的な森林経営の展開が示されておりますが、先ほど来、分収林の話さしていただきましたけれども、不採算林等はないのか。また、収益性の向上への対処方法をお聞かせください。

答弁 12. (山田義輝農林水産部長)

公社の分収林における材木の種類ということでございますと、アカマツというのがございまして、これについては価格が非常に安くて、販売しても採算が合わないだろうという認識でございまして、こういうふうな不採算だろうと考えられる公社分収林の中での割合は約 2 割弱ではないかというふうに思っているところでございます。これらについての対処の方法でございまして、現在、木質バイオマスエネルギー等のこれからますます増大する可能性がありますので、その原材料としての可能性、それらが需要増加となるかということでございますが、それらを期待するとともに、今後の価格の動向、各森林の現地状況、これは経費の問題ですけれども、それらを精査して、採算性を検討して、最終的に収穫の対象とするかどうか、これを判断していくということになると考えております。

質問 13. 県民に対する情報公開のあり方

今後の林業公社の運営は、より積極的な県民に対する経過の説明責任と情報の公開のあり方が必要であると考えます。今後の経過説明責任を含めた情報の公開のあり方についてお伺いします。

答弁 13. (山田義輝農林水産部長)

林業公社の経営状況や経営改善、これらの取り組みにつきましては、これまでにおきましても、宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例に基づきまして、毎年議会に報告をさしていただいているほか、県のホームページにおいても公表をさしていただいていたところでございます。今後、林業公社の改革の実施状況、そして経営状況、それから森林の整備管理状況、これらについては、これまで以上にわかりやすく、県及び公社のホームページにおいて積極的かつわかりやすく情報公開をするよう努めてまいりますとともに、その状況につきましては議会にも報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

質問 14. 返済スキームの確認

この度の補正で林業公社への貸付金 2 億 4,085 万 3,000 円、そして、今後の事業貸付金として 8 年間で 3 億円を見込んでおります。また、これまでの県貸付金の回収可能額 5 億 8,521 万 5,097 円、合わせて約 11 億円。そして、このたびの改革後の県返済額として 38 年間で 35 億円。総計の県返還額は 46 億円の返済スキーム、確実に履行されるのかどうか。御確認させていただきます。

答弁 14. (山田義輝農林水産部長)

今回の改革スキームにおきましては、その貸付金の返済の開始、平成 34 年としておりますけれども、これは公社が有している分収林の主伐が本格化する時期でございます。それから、それまでの間伐の実施に当たりましては、これまでと同様でございますが、有利な国庫補助金を最大限活用してまいります。それから、問題の木材販売収入でございますが、その見通しについては、現在、低迷している木材価格、立米 3,000 円程度でございますが、それを基本として、無理のない収入という形で計上させていただいておりますので、返済の実行を確実にすることはもとより、最終的な県民負担、これを更に圧縮していけるよう毎年度状況を厳しくチェックをさしていただきながら、確実に収入を確保できるよう、林業公社の今後の経営については指導に当たってまいりたいというふうに思っております。

質問 15. 公社等外郭団体

この度の林業公社の債務整理は、結果的には、県民が今後数十年間払い続けなければなりません。このような事態となった要因は、県が金融公庫と結んでいた損失補償契約にもあります。公社等外郭団体の中には、林業公社と同様に、県が損失補償契約を結んでいるケースはほかにあるのか、また、多額の負債を抱えている団体があるのか、あわせてお聞かせください。

答弁 15. (上仮屋尚総務部長)

県では、林業公社以外では、信用保証協会など6団体に対しまして損失補償を行っております。その残高は合計で10億7,000万円となっております。

また、債務保証について、土地開発公社及び道路公社の2団体に対し行っております。前者が約43億円、後者が約116億円となっております。これらの団体の損失補償又は債務保証つき債務は、いずれも着実に償還が進んでいるところでございます。

質問 16. 今後の林業公社のあり方と県の監督責任

林業公社が果たしてきた役割は、県土保全、水源涵養等公益性も高く、その必要性も今後も変わらないものでありますが、要は、先ほど来の議論をしている限り、償還期限と伐採の時期が大きく乖離しているために収支の偏った事業運営となり、つくるべきしてつくれた債務はそのまま見過ごすように累積させた経営と、これまでの県の監督責任がやはり問題であります。この点を省みたこれからの林業公社の経営姿勢を強く求めたいと思っておりますが、今後の公社運営のあり方と、県の監督責任について毎年度厳しくチェックをするという、先ほど答弁がございましたけれども、今一度詳しくお聞かせください。

答弁 16. (村井嘉浩知事)

今後の林業公社の運営につきましては、東日本大震災からの復旧・復興に要する木材の供給はもとより、我が県林業の振興や森林の公益的機能の発揮のために期待される役割を果たすほか、更なる生産コストの削減や新たな収入の確保等、一層の経営改善を図ることを基本としております。県としては、公社の経営改善を着実に進めまして、最終的な県民負担がより圧縮されるよう、更に厳しく公社の経営改善に当たっていきたいと考えております。

質問 17. 今後の林業振興の取り組み

また、もう一つの県の責務として私が考えるのは、公社の経営、安定軌道にのせるためには、林業の復活、また、林業振興の推進は、今後とも続けていかなければならないと思います。林業復活のカギは、原木を供給する側の公社、そしてまた、原木を利用する側の木材産業のより一層の緊密な連携が欠かせないのかなと思っております。県内には、製材合板、製紙工場など多々ございます。そして、今日の報道では、災害公営住宅においてもそのような連携が結ばれているような報道もございました。今後、あともう一つあるのが、復興、県の土木部で出した住宅7万2,000戸が必要と言われております。より需要の喚起の部分において、県外への働きかけ、例えばハウスメーカー等も含めて民間需要でこれから建設ラッシュが続いていくと思います。需要と供給側の、需要を見据えた林業振興も非常に必要だと考えておりますので、その辺について、改めてお聞かせ願えればと思います。

答弁 17. (村井嘉浩知事)

林業公社は、供給の責任はありますし、能力もありますが、需要を生み出すという力はございませんので、その点につきましては、我々も懸命になって県内そして県外に需要を広げるように最大限努力していきたいと思っております。

【大綱 2 県庁舎整備基金造成費について】

質問 1. 県有施設の整備費に充当するための基金へ計上した理由

県道路公社が所有管理していた仙台南部道路、東日本道路株式会社に移管され、ぐるっと仙台の料金体系と各種サービスが一元化されたことは非常に喜ばしいことであり、なおかつ出資金が返還され、その総額は約 76 億 5,000 万円であります。そのうち、出資金の財源としていた県負債の繰り上げ償還金として約 14 億 7,000 万円を計上され、残り 61 億 8,000 万円は、県有施設の整備費に充当するための基金へ積立金として計上されておりますが、なぜ、数ある基金の中からこの基金へ計上したのか、その理由をお聞かせください。

答弁 1. (上仮屋尚総務部長)

災害復旧を余儀なくされます気仙沼警察署、あるいは、気仙沼、石巻の合同庁舎などについて、一定の県負担が生じる見込みがございます。また、拓桃医療療育センター、あるいは、若林警察署、こういったところの増経費あるいは整備経費なども必要になってまいりまして、これらの財源の確保が課題となっております。そこに、過日、道路公社からの仙台南部道路の移管に伴いまして、出資金の返還がございましたので、これらの財源の一部とすべく、県庁舎等整備基金に積み立てを行うこととしたものでございます。

質問 2. 積立金の総額

具体的な用途の部分もお聞かせ願いましたので、この基金への積み立ての今回の部分で総額がどれぐらいになるのか、お聞かせください。

答弁 2. (上仮屋尚総務部長)

総額は、今申し上げましたいろいろな施設については今後精査が必要で、概括的な今の把握ではありますけれども、気仙沼合庁、石巻合庁、気仙沼警察署合わせました経費として約 45 億円程度の一般財源が必要になるのではないかと。それから拓桃医療療育センターの建設単価の増分、あるいは若林警察署の整備に約 40 億円程度が必要になるのではないかと。合わせて 85 億円程度が必要になるのではないかと現在では見込んでいるところでございます。

質問 3. 震災復興特別交付税の対象

一般財源の内訳がございましたけれども、今回の震災の震災特交などでその辺のところは見てもらえないのか、その辺はどうなっているのか、改めてお聞かせください。

答弁 3. (上仮屋尚総務部長)

特に、今回の震災で全壊をいたしました気仙沼合同庁舎については、かなりの割合で震災復興特別交付税の対象となります。ただ、気仙沼合庁についても対象にならない部分もありますし、その他のただいま申しあげました施設については、どうしても今回の震災に伴う特別の財政措置では対象にならない部分が一定程度ある、先ほど申しあげた額だけあると見込んでいます。

質問 4. 東日本道路株式会社との協議

仙台南部道路の移管に伴い、譲渡価格について東日本道路株式会社とどのような協議を行っているのか、また、その資産額もお聞かせください。

答弁 4. (村井嘉浩知事)

道路公社では、移管時点における仙台南部道路の用地資産、道路資産、料金徴収施設の資産額を算定をいたしまして、これをもとに、NEXCO東日本と譲渡価格の協議を行い、6月24日に売買契約を締結をいたしました。全体の試算額は166億6,000万円であり、消費税相当額約4億6,000万円を含めた譲渡価格は171億2,000万円ということになります。

質問 5. 仙台南部道路の四車線化

道路公社にとって仙台南部道路はドル箱路線でもありますし、結果的には資産額も今度は戻ってくるということなので県にとっても財政にとっても、これからの復興を向けて非常に明るい一つの材料ではないかと思っております。また、この道路は、結局NEXCOに移管してしまったために、今度はある意味で、もともとあの道路は二車線でございますけれども、震災復興や産業振興の県内の物流基盤強化のために四車線化が必要であると思っております。東日本道路株式会社との協議状況、今後の四車線化へ向けた見通しもお聞かせください。

答弁 5. (村井嘉浩知事)

仙台南部道路の四車線化は、空港、港湾など県内の物流拠点へのアクセス性が向上し、我が県の産業や観光振興に大きく貢献することから、県としても、早期に整備が図られるよう、これまでも国やNEXCO東日本へ働きかけてきたところであります。今回の仙台南部道路の移管によりまして、NEXCO東日本におきましては、仙台都市圏高速環状ネットワーク全体の交通状況を視野に入れた効果的、効率的な整備が可能になったと考えておりまして、県としては、四車線化を含めた早期事業化について期待をしております。NEXCO東日本では、交通量の推移や渋滞の発生状況などを踏まえまして、渋滞箇所の車線の増設等を進めていく考えであると伺っております。実施の有無は、これからになります。

【大綱 3 被災地記録デジタル化推進費について】

質問 1. 被災地記録デジタル化促進費における補正予算増額の理由

東日本大震災に関する記憶資料等を収集、保存、公開し、震災記憶の風化防止や今後の防災・減災対策に必要な事業であります。今回の補正額は5億2,573万6,000円であり、当初予算である1億1,922万2,000円の約5倍の補正予算を計上しております。その理由をお聞かせください。

答弁 1. (高橋仁教育長)

本事業につきましては、県の当初予算の段階で、国の概算要求等に基づき予算措置しましたが、その時点ではまだ国の方の補助制度等が明確になっておりませんでした。そのため、震災関連資料の収集については、最低限のボリュームにとどめていたところでございます。今年の5月になりまして、国の予算が決定し補助制度も明らかになったことを踏まえまして、市町村との連携を強化し、収集する資料についても、例えば、冊子類であれば当初の1,000冊から5,000冊に増やし、一枚物の資料も1,500点から12万点というふうに大幅にふやしております。そういったことで、必要な資料を可能な限り収集することといたしました。このことから、資料収集の量が大変多くなったということで、デジタル化等に要する費用が大幅に増加したところでございます。

質問 2. 補正額における内訳

事業概要としては、震災関連資料のデジタル化と震災関連資料公開のためのシステム構築が挙げられております。今回の補正額におけるその内訳もお聞かせください。

答弁 2. (高橋仁教育長)

今回の補正額5億2,573万6,000円の内訳でございますが、震災関連資料の収集等デジタル化、公開に当たっての著作権処理に要する経費として5億773万6,000円、システム構築に要する経費として1,800万円を計上しております。

質問 3. 補正における事業完成時期とその後の見通し

本事業に必要な費用は、主にシステム構築、先ほど言ったように1,800万円ではございましたが、あとは完成後の情報活用の促進及びシステムメンテナンスなどの継続費用に大きく分けられると考えます。このたびの補正における事業完成時期とその後の見通しについてお聞かせください。

答弁 3. (高橋仁教育長)

本事業につきましては、国の全面的な支援により震災資料をデジタル化するものがあつたので今年度中に資料の収集とデジタル化のための事業委託を行い、その上で、26年中には、デジタル化した震災関連資料をインターネット上で公開したいと考えております。事業の完了後は、学校を初めとし、どこからでも県図書館のホームページにアクセスをすることで、震災資料を閲覧できるようになります。蓄積された震災関連資料を今後の防災・減災対策や学校や地域における防災教育などに役立てるよう、震災資料の有効活用と関係機関等による利用の促進を図ってまいります。この維持管理費につきましては、必要最小限となるよう今後検討してまいります。

質問 4. 資料記録およびアーカイブ事業について

先般、私、一般質問で、東日本大震災復興祈念プロジェクトについて質問をさせていただきましたが、この事業においても、資料記録やアーカイブ事業がございます。本事業との関連性も含め、わかりやすく御説明いただければと考えます。

答弁 4. (高橋仁教育長)

東日本大震災復興祈念プロジェクトにつきましては、東日本大震災の教訓や防災と復興の知恵を後世に伝えるために必要な取り組み等について調査検討し、昨年、報告書としてまとめ、国に対して要望したところでございます。この東日本大震災復興祈念プロジェクトは5つのプロジェクトで構成されておりまして、その1つに、アーカイブプロジェクトが盛り込まれております。国においてこれが実現されることになれば、その中で、今回の被災地記録デジタル化推進事業の成果を活用していくことができるものと考えております。

質問 5. 就労環境に恵まれない方々に対する支援事業の提案

国への要望事項の中で、アーカイブプロジェクトはまだ具体的には進んでない状況がありながら先行して進むところでは、一定の評価をさせていただきます。そしてまた、先ほど来、震災関連資料のデジタル化、先ほどの説明で5億円強の内訳でいうと予算がついている。今回、安倍内閣においても、閣議決定がなされた中間的就労の考え、つまり、このような5億円の事業を、出来るだけ教育の現場から、就労環境に恵まれていない方々の一助となるような事業にできないものかという思いを抱きましたので、その辺も含めてお聞かせください。

答弁 5. (高橋仁教育長)

生活困窮者や障害者について中間的就労による雇用を進めることは、国が平成 27 年度からの施行を予定している新たな生活困窮者支援制度において位置づけられているところもあります。県としても推進すべきものと認識をしているところでございます。今年度実施するこの事業において、業務内容も踏まえて、委員御提案のような就労形態が可能かどうか、慎重に検討してまいります。

【大綱 4 緊急事態応急拠点施設（オフサイトセンター）について】

質問 1. オフサイトセンターの移設

次に、津波により全壊した女川に設置されたオフサイトセンター、原子力センターの移設の補正予算計上がなされております。最初に、緊急事態応急拠点施設整備費、オフサイトセンターについてお伺いしてまいります。

オフサイトセンターは、制度上、国が主体となって設置することとなっておりますが、福島原発事故を踏まえた原子力防災指針の見直しが行われております。どのような指針が示され、今回移設をなされたのか。また、なぜ本設ではなく、暫定措置としての移設なのか、その理由をお聞かせください。

答弁 1. （本木隆環境生活部長）

緊急時の拠点となるオフサイトセンター、この規定については、国の原子力災害対策指針とそれにぶら下がる省令等で要件等が決まっております。今回の事故を踏まえて幾つか改正が行われましたが、大きなところでは、従前は設置箇所が原発からの距離が 20 キロ未満でしたが、今回 5 キロから 30 キロの範囲に変わりました。今回暫定の理由は、被災した再建をどこでやるかということと一年前から議論を重ねてまいりました。今回の改正された要件、それから立地の町の意見、それから国とも協議を重ねて参りまして、結果的には、やはり従前どおり女川に設置をすべきだろうということになりましたが、御案内のとおり、女川がまちづくりをやっております。町の方からも、ぜひ、つくるときには津波災害に強いエリアに造成するため、そこにつくってくれという話がありまして、ただ、期間がかかり、どうしても運用が平成 31 年になり、国としてもその間のつなぎで暫定が必要だということなので、いろいろ適地を探しました。そこで、今回、国の費用をもって暫定をする側の方の場所で設置をするということになりました。

質問 2. 施設の安全性について

5 キロから 30 キロの中で、女川というところは逆に非常にいいのかなと思います。ただ福島の事例をちょっと考えると、万が一のとき、福島は今度近過ぎて、いろんな機器等が放射能汚染によって退去されたというところもございますので、全体を整理した上で、女川、おそらく高台になるかと思われませんが、その辺りも含めてぜひとも慎重に整理をしていただければと思います。暫定措置とはいえ、大震災の教訓を生かしたあらゆる災害に耐え切れる施設にしていくことが必要であると考えます。この度の改修工事、耐震性、防火性を含めて万全を期したものであるのか、お聞かせください。

答弁 2. (本木隆環境生活部長)

今予定している旧消防学校、御案内のとおり、スペースも広い、それから地の利も大変いいということが一番の利点であり、今、お話の耐火性についてもあの建物はRCづくりなのでそれもクリアできるだろうと、それから耐震性も、若干古い建物ではありますが、今回の地震にも耐えられたということもありますので、十分機能的にはもつだろうという判断をしております。

質問 3. 移設されるオフサイトセンターにおける組織体制

移設されるオフサイトセンターの国の原子力保安院を含めた組織体制もお聞かせください。

答弁 3. (本木隆環境生活部長)

震災前のオフサイトセンターは国の運用管理を当然してありまして、体制としても、国の原子力防災専門官とそれから原子力保安検査官5名が配置をされておりましたが、これからどういう体制になるかということについては、まだ確定しておりません。当然ながら、どういう運用管理をするかということは国が検討して示されるものだと理解しております。

質問 4. オフサイトセンターの役割

原子力センター再建費、債務負担を含めて10億5,152万9,000円であります。震災前までの原子力センターの役割は、女川原子力発電所の監視測定でありましたが、福島第一原子力発電所の事故を受け、環境放射線及び環境物質の測定や除染に関する技術的支援なども加わり、県内全域における震災後の原子力センターの役割は著しく内容が増してきていると思います。

そこで、県内における空間放射線量を図るモニタリングポストの設置状況と女川原子力発電所周辺の設置状況を含め、このセンターが果たす役割をお聞かせください。

答弁 4. (本木隆環境生活部長)

空間放射線量の測定状況とセンターの役割ということでございますが、今お話のとおり、大部分が今まで女川対応のためのセンターでございましたが、事故も踏まえて全県対応に変わっております。女川対応分は、今回のUPZという範囲が拡大したことに伴って増設をして、結果的に18カ所のモニタリングポスト等を設置しております。このデータを原子力センターが集めて、リアルタイムの公表、それから影響評価等々をしております。それからもう一点は、今回の事故を踏まえて、一般環境中の空間放射線量も測らねばならないので、そのために、全県に体制機器が40カ所ございます。これについてもセンターがデータを集めて、同じように国に送り、評価をして公表するというので、今までの女川対応だけでなく、全県的なカバーをする観測機関としての重要性が増しているという状況でございます。

質問 5. 放射性物質測定機器の配備状況とその役割

福島県でも問題になった放射性物質の測定する機器の県内の配備状況や同センターに設置する測定機器の配備状況、そしてまたその役割もお聞かせください。

答弁 5. (本木隆環境生活部長)

今回、放射能に汚染されたものが相当数あって、それをきめ細やかに測定をしております。そのための機器も拡充を図ってきておりますが、今、現状で申し上げますと、ゲルマニウム半導体検出器というものを合計で8台、県で設置しております。また、簡易型の測定器もありまして、これ81台配備をしているという体制で、そのうち原子力センターの配備状況は、ゲルマニウム半導体検出器を4台配備しております。そういう機器を配備しながら、今センターがどういうことをやっているかということ、女川由来の放射能の測定をしております。農産物または海産物の試料をとって、それをはかって評価をして公表するという大きな役割、それから、今回の事故由来で、県内の流通加工食品の濃度測定も、ここで行っております。このことからセンターも大きく役割を今拡大しているということでございます。

【大綱 5 道路維持費について】

質問 1. 国からの財政措置の見込み

復旧・復興工事の本格化に伴う大型車両の交通量増加に伴い、損傷した道路舗装・補修、舗装構造の強化、道路清掃等は、さきの県議会でも、長谷川議員を初め、多くの議員より取り上げてきた新たな問題でもあります。今回の補正で早急に対応していただいたことを感謝申し上げる次第でございます。

この事業における財源としては、国からの社会資本整備交付金と県の単独事業としての地域整備推進基金を活用したことが計上されております。この道路維持に対する国への財政支援の要望も行ってきているところであるとは思いますが、今後の国からの財政措置の見込みはどうか、お聞かせください。

答弁 1. (遠藤信哉土木部長)

復旧・復興工事に伴います大型車両の増加による道路の損傷でございますが、これまでも国に財政措置を要望してきました。復興庁からは、原因者負担の原則ということで、所要の経費を復旧・復興工事費の事業費に計上すると言われております。今般、県が管理します国道、県道につきましては、原因者を特定するのはなかなか難しいということ、それから、大型車の交通が非常に多いということで速やかな対応が必要なことから、今回、このような措置をとらせていただいたということでございます。今後、復旧・復興工事が本格化しますと、ますます原因者の特定が難しくなっていくのかなと思っています。そうなりますと、原因者負担では対応が困難になりますので、今、復興庁とも、別な財源の措置ができないかということで調整を進めさせていただいているところでございます。

質問 2. 想定する道路の維持期間

今回の補正予算による舗装工事費等は、道路をどの程度の期間維持される構造で発注なされておるのか、お聞かせください。

答弁 2. (遠藤信哉土木部長)

基本的に今回の補正予算では、道路機能を向上するものと、あと一方では、舗装の打ちかえということで、原状に復するもの、両方あるのですが、両方とも含めまして、最低十年間、今後の大型車に対応しながら、十年間は耐え得るような設計にしております。

質問 3. 道路維持費の補正予算について

今回の予算を見ると、基金から9億6,400万円を先ほど、国との調整で、別枠でとっていくような、要望していくようなお話もございました。今回は箇所づけでございましたけれども、新たに発生する分は、今回の補正以降の話も含めてどれぐらいあるのか、お聞かせ願えればなと思います。

答弁 3. (遠藤信哉土木部長)

先ほども申し上げましたように、これから復旧・復興工事が本格化しますと、どの程度損傷が進むかというのはまだ見えてない部分ありますが、復興庁がおっしゃっているように、今のところ原因者負担ということで当面話を進めますが、やはりそれだけでは対応できない部分につきましては別途な財源措置を行います。それから今回の件と同じように、道路管理者の責務として、舗装・補修を独自に市町村が進めている部分がございます。そういった部分においては、社会資本整備総合交付金とか、それから農山漁村地域整備交付金というのがあり、そういったものも含めて組み合わせながら活用していくということになると思います。

質問 4. 各市町の市道や農道等の整備の必要性

今回の道路整備は、三桁国道と主要一般県道であります。各市町の市道や農道等の整備の必要はないのか。また、その場合の県からの各市町への補助金を含め、市町管理の道路整備のあり方も含めてお聞かせください。

答弁 4. (遠藤信哉土木部長)

先ほどお答えしましたとおり、これからやはり大型車の交通がふえていくということも想定されますので、そういったことも見ながら、国と調整をいたしまして、必要な、所要な予算が確保できるように取り組んで参りたいと考えております。

【大綱 6 防災ヘリコプター管理事務所復旧費について】

質問 1. ヘリポート再建場所決定までの経緯

被災したヘリポートの再建場所が利府町菅谷地区に決定いたしました。候補地は複数あったと考えられます。仙台市との協議も含め、決定までの経緯を改めてお聞かせください。

答弁 1. （上俣屋尚総務部長）

新ヘリポートの候補地の選定につきましては、仙台市とは当初から緻密に協議を重ねて進めてきたところでございます。候補地の検討に当たっては、第一に、津波被災のあった地域外であること、第二に、県内各地へ概ね 30 分以内で飛行できる県央地域であること、それから第三に、年間の降雪などの気象条件に鑑み、東北自動車道西側を除外することなど、諸条件に基づきまして複数の箇所を洗い出し、かつ比較検討したところ、利府町菅谷地区、最も適しているということで、平成 24 年の 10 月に、まずは最有力候補としまして所管の委員会でも報告をさせていただきました。次に、この地につきましては、航空法に基づく安全表面の確保や騒音の影響など技術的な調査を行いました。それで問題はなかったことから、今年の 5 月に、同地区を事業計画地と決定をし、所管委員会でも報告をさせていただきましたという経緯でございます。

質問 2. ヘリポート全体整備費の見込み

この度の復旧事業費として 1,855 万 9,000 円計上しております。財源内訳を見ても、国庫補助金と震災特交、実質的には国の予算の整備であります。今後、平成 26 年度にヘリポート整備の造成、27 年度に庁舎、格納庫の建設が予定されております。ヘリポート全体整備費をどのくらい見込んでおられるのか。そしてまた、これに係る国からの財源措置の見通しも含めて、あわせてお聞かせください。

答弁 2. （上俣屋尚総務部長）

新しいヘリポートにつきましては、現在、実施設計を行っているところですが、その全体整備費、概算で 54 億円程度と見込んでいただいております。また、その財源につきましては、三分の二が国庫補助、残る三分の一は震災復興特交が措置されますので、全額、国の財源で整備できる予定でございます。

質問 3. 新たな道路整備事業等の予定

菅谷地区周辺において、平時における交通アクセス、そしてまた災害時の危機管理において、この周辺の新たな道路整備等を含めた、このヘリポートを含めてどのようにお考えかお聞かせください。

答弁 3. (遠藤信哉土木部長)

新しいヘリポートの整備予定地、計画地であります利府町菅谷地区ですが、平成 13 年度までに、石積トンネルというのがあるのですが、そこを含む県道の塩釜吉岡線が整備されております。そこに近接して設置されるということになります。この道路は、御承知のように、平成 13 年の国体に合わせて整備をしたもので、当然ですが、泉中央方面と仙台北部道路、それから南部の方は仙台松島線に直結する道路になっておりますので、非常にアクセス性としてはすぐれていると思います。そういった意味から、平時、あと非常時においても特段の問題はないと考えておまして、今のところ、御質問の新たな道路整備ということについては予定をしていないということでございます。